

国選弁護人事件における第 1 回公判期日指定時期集計表

		地方裁判所		合計
		本庁	支部	
1 弁護士会 に事件毎に推 薦を依頼して いる庁	イ 弁護士会に対し推薦を依頼する前に第 1 回公判 期日を指定するか、又は第 1 回公判予定日を定 めている。	27	41	68
	ロ 弁護士会の推薦回答を得た後、弁護士と折衝し た上で第 1 回公判期日を指定している。	10	6	16
	ハ その他	3	5	8
2 弁護士会 に事件毎には 推薦を依頼し ていない庁	イ 弁護士に依頼する前に第 1 回公判期日を指定す るか、又は第 1 回公判予定日を定めている。	9	107	116
	ロ 特に予定日を定めずに弁護士へ依頼し、弁護士 と折衝をした上で第 1 回公判期日を指定してい る。	1	38	39
	ハ その他	0	2	2
3 その他		0	4	4
合計		50	203	253

(平成 14 年 5 月現在)

裁判所名	1 弁護士に事件毎に推薦を依頼している庁			2 弁護士に事件毎には推薦を依頼していない庁			3 その他
	イ 弁護士に対し推薦を依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 弁護士の推薦回答を得た後、弁護士と折衝した上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他	イ 弁護士に依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 特に予定日を定めずに弁護士へ依頼し、弁護士と折衝をした上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他	
東京 地裁 本庁	1						
東京 地裁 八王子 支部				1			
横浜 地裁 本庁	1						
横浜 地裁 川崎 支部	1						
横浜 地裁 相模原 支部				1			
横浜 地裁 横須賀 支部				1			
横浜 地裁 小田原 支部	1						
さいたま地裁 本庁			*1				
さいたま地裁 越谷 支部				1			
さいたま地裁 川越 支部	1						
さいたま地裁 熊谷 支部			*1				
さいたま地裁 秩父 支部					1		
千葉 地裁 本庁			*1				
千葉 地裁 佐倉 支部				1			
千葉 地裁 一宮 支部					1		
千葉 地裁 松戸 支部						*1	
千葉 地裁 木更津 支部				1			
千葉 地裁 館山 支部				1			
千葉 地裁 八日市場 支部	1						
千葉 地裁 佐原 支部					1		
水戸 地裁 本庁		1					
水戸 地裁 日立 支部				1			
水戸 地裁 土浦 支部	1						
水戸 地裁 龍ヶ崎 支部				1			
水戸 地裁 麻生 支部		1					
水戸 地裁 下妻 支部			*1				
宇都宮 地裁 本庁	1						
宇都宮 地裁 真岡 支部					1		
宇都宮 地裁 大田原 支部				1			
宇都宮 地裁 栃木 支部				1			
宇都宮 地裁 足利 支部				1			
前橋 地裁 本庁				1			
前橋 地裁 高崎 支部				1			
前橋 地裁 太田 支部				1			
前橋 地裁 桐生 支部				1			
前橋 地裁 沼田 支部							*1
静岡 地裁 本庁		1					
静岡 地裁 沼津 支部	1						
静岡 地裁 下田 支部					1		
静岡 地裁 富士 支部				1			
静岡 地裁 掛川 支部	1						
静岡 地裁 浜松 支部			*1				
甲府 地裁 本庁				1			
甲府 地裁 都留 支部				1			
長野 地裁 本庁	1						
長野 地裁 上田 支部						*1	
長野 地裁 佐久 支部				1			
長野 地裁 松本 支部	1						
長野 地裁 諏訪 支部				1			
長野 地裁 飯田 支部				1			
長野 地裁 伊那 支部				1			
新潟 地裁 本庁				1			
新潟 地裁 三条 支部				1			
新潟 地裁 新発田 支部				1			
新潟 地裁 長岡 支部				1			
新潟 地裁 高田 支部				1			
新潟 地裁 佐渡 支部					1		
東京高裁管内合計	12	3	5	28	6	2	1

1 について

- * さいたま地裁では、一般的には1口であるが、要通訳事件においては1イの時期に期日が指定されている。
- * さいたま地裁熊谷支部では、一般的には1口であるが、要通訳事件のうち少数言語等通訳人の確保が難しい言語を用いる事件においては1イの時期に期日が指定されている。
- * 千葉地裁では、勾留事件では1イであるが、在宅事件では1ロの時期に期日が指定されている。
- * 水戸地裁下妻支部では、一般的には1口であるが、要通訳事件においては1イの時期に期日が指定されている。
- * 静岡地裁浜松支部では、一般的には1イ、要通訳事件では1ロの時期に期日が指定されている。

2 について

- * 千葉地裁松戸支部では、合議は2ロ、単独は2イの時期に期日が指定されている。
- * 長野地裁上田支部では、2イロのいずれかの時期に期日が指定されている。

3 について

- * 前橋地裁沼田支部には公判請求がされていない。

裁判所名	1 弁護士に事件毎に推薦を依頼している庁			2 弁護士に事件毎には推薦を依頼していない庁			3 その他
	イ 弁護士に対し推薦を依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 弁護士の推薦回答を得た後、弁護士と折衝した上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他	イ 弁護士に依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 特に予定日を定めずに弁護士へ依頼し、弁護士と折衝をした上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他	
大阪 地裁	本庁	1					
	堺 支部				1		
	岸和田 支部					1	
京都 地裁	本庁	1					
	園部 支部	1					
	宮津 支部				1		
	舞鶴 支部				1		
	福知山 支部				1		
神戸 地裁	本庁	1					
	伊丹 支部				1		
	尼崎 支部	1					
	明石 支部					1	
	柏原 支部			*1			
	姫路 支部	1					
	社 支部				1		
	龍野 支部				1		
	豊岡 支部				1		
	洲本 支部				1		
奈良 地裁	本庁		1				
	葛城 支部					1	
	五條 支部				1		
大津 地裁	本庁		1				
	彦根 支部				1		
	長浜 支部				1		
和歌山 地裁	本庁	1					
	田辺 支部				1		
	御坊 支部				1		
	新宮 支部					1	
大阪高裁管内合計		7	2	1	14	4	0

1 について

* 神戸地裁柏原支部では、勾留事件では1イであるが、在宅事件では1ロの時期に期日が指定されている。

裁判所名	1 弁護士に事件毎に推薦を依頼している庁			2 弁護士に事件毎には推薦を依頼していない庁			3 その他	
	イ 弁護士に対し推薦を依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 弁護士の推薦回答を得た後、弁護士と折衝した上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他	イ 弁護士に依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 特に予定日を定めずに弁護士へ依頼し、弁護士と折衝をした上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他		
名古屋 地裁	本庁	1						
	一宮 支部			1				
	半田 支部				1			
	岡崎 支部				1			
	豊橋 支部	1						
津 地裁	本庁	1						
	松阪 支部			1				
	上野 支部			1				
	四日市 支部	1						
	伊勢 支部			1				
岐阜 地裁	熊野 支部				1			
岐阜 地裁	本庁				1			
	大垣 支部			1				
	御嵩 支部			1				
	多治見 支部			1				
	高山 支部				1			
福井 地裁	本庁			1				
	武生 支部			1				
	敦賀 支部			1				
金沢 地裁	本庁	1						
	小松 支部				1			
	七尾 支部				1			
	輪島 支部			1				
富山 地裁	本庁			1				
	魚津 支部			1				
	高岡 支部			1				
名古屋高裁管内合計		5	0	0	14	7	0	0

裁判所名	1 弁護士に事件毎に推薦を依頼している庁			2 弁護士に事件毎には推薦を依頼していない庁			3 その他	
	イ 弁護士に対し推薦を依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 弁護士の推薦回答を得た後、弁護士と折衝した上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他	イ 弁護士に依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 特に予定日を定めずに弁護士へ依頼し、弁護士と折衝をした上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他		
広島 地裁	本庁	1						
	呉 支部	1						
	尾道 支部	1						
	福山 支部	1						
	三次 支部					1		
山口 地裁	本庁	1						
	徳山 支部	1						
	秋 支部					1		
	岩国 支部		1					
	下関 支部	1						
岡山 地裁	本庁		1					
	倉敷 支部		1					
	新見 支部	1						
	津山 支部				1			
鳥取 地裁	本庁				1			
	倉吉 支部				1			
	米子 支部				1			
松江 地裁	本庁				1			
	出雲 支部					1		
	浜田 支部				1			
	益田 支部					1		
西郷 支部				1				
広島高裁管内合計		9	3	0	7	4	0	0

裁判所名	1 弁護士に事件毎に推薦を依頼している庁			2 弁護士に事件毎には推薦を依頼していない庁			3 その他
	イ 弁護士会に対し推薦を依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 弁護士会の推薦回答を得た後、弁護士と折衝した上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他	イ 弁護士に依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 特に予定日を定めずに弁護士へ依頼し、弁護士と折衝をした上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他	
福岡 地裁	本庁		1				
	飯塚 支部				1		
	直方 支部				1		
	小倉 支部			*1			
	久留米 支部	1					
	柳川 支部				1		
	大牟田 支部				1		
	八女 支部				1		
	行橋 支部				1		
田川 支部				1			
佐賀 地裁	本庁			*1			
	武雄 支部	1					
	唐津 支部	1					
長崎 地裁	本庁	1					
	大村 支部				1		
	島原 支部				*1		
	佐世保 支部					1	
	平戸 支部	1					
	壱岐 支部	1					
	福江 支部					1	
厳原 支部				1			
大分 地裁	本庁	1					
	杵築 支部	1					
	中津 支部				1		
	日田 支部				1		
	竹田 支部					1	
	佐伯 支部	1					
熊本 地裁	本庁		1				
	玉名 支部				1		
	山鹿 支部				1		
	宮地 支部				1		
	八代 支部				1		
	人吉 支部				1		
	天草 支部				1		
鹿児島 地裁	本庁	1					
	名瀬 支部					1	
	加治木 支部				1		
	知覧 支部					1	
	川内 支部					1	
	鹿屋 支部				1		
宮崎 地裁	本庁				1		
	日南 支部				1		
	都城 支部				1		
	延岡 支部				1		
那覇 地裁	本庁		1				
	沖縄 支部		1				
	名護 支部	1					
	平良 支部				1		
	石垣 支部					1	
福岡高裁管内合計	11	4	2	25	7	0	0

1 について

- * 福岡地裁小倉支部では、一般的には1口であるが、要通訳事件においては1イの時期に期日が指定されている。
- * 佐賀地裁では、合議は1口、単独は1イの時期に期日が指定されている。

2 について

- * 長崎地裁島原支部では、1年に1度、弁護士会が開廷予定日毎に割り当てた弁護士の名簿を送付してくるので、具体的事件が係属すると第1回公判期日を指定し、当該期日に割り当てられた弁護士を弁護人に選任することとなる。

裁判所名	1 弁護士に事件毎に推薦を依頼している庁			2 弁護士に事件毎には推薦を依頼していない庁			3 その他
	イ 弁護士会に対し推薦を依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 弁護士会の推薦回答を得た後、弁護士と折衝した上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他	イ 弁護士に依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 特に予定日を定めずに弁護士へ依頼し、弁護士と折衝をした上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他	
仙台 地裁	本庁	1					
	大河原 支部			1			
	古川 支部				1		
	石巻 支部			1			
	登米 支部	1					
気仙沼 支部					1		
福島 地裁	本庁			1			
	郡山 支部			1			
	白河 支部			1			
	会津若松 支部			1			
	いわき 支部			1			
相馬 支部				1			
山形 地裁	本庁	1					
	新庄 支部				1		
	米沢 支部				1		
	鶴岡 支部			1			
盛岡 地裁	本庁	1					
	花巻 支部				1		
	二戸 支部	1					
	遠野 支部			1			
	宮古 支部			1			
	一関 支部		1				
秋田 地裁	本庁	1					
	能代 支部	1					
	本荘 支部				1		
	大館 支部			1			
	横手 支部			1			
	大曲 支部				1		
青森 地裁	本庁	1					
	五所川原 支部				1		
	弘前 支部			1			
	八戸 支部			1			
十和田 支部				1			
仙台高裁管内合計	8	1	0	18	8	0	0

裁判所名	1 弁護士に事件毎に推薦を依頼している庁			2 弁護士に事件毎には推薦を依頼していない庁			3 その他
	イ 弁護士会に対し推薦を依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 弁護士会の推薦回答を得た後、弁護士と折衝した上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他	イ 弁護士に依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 特に予定日を定めずに弁護士へ依頼し、弁護士と折衝をした上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他	
札幌 地裁	本庁	1					
	岩見沢 支部						*1
	滝川 支部						*1
	室蘭 支部	1					
	苫小牧 支部	1					
	浦河 支部				1		
	小樽 支部	1					
	岩内 支部	1					
函館 地裁	本庁	1					
	江差 支部	1					
旭川 地裁	本庁	1					
	名寄 支部	1					
	紋別 支部				*1		
	留萌 支部	1					
	稚内 支部						*1
釧路 地裁	本庁		1				
	帯広 支部				1		
	網走 支部				1		
	北見 支部				1		
	根室 支部		1				
札幌高裁管内合計	10	2	0	5	0	0	3

2 について

* 旭川地裁紋別支部では支部てん補日第1日目午後を公判予定日として記載した年間予定表を弁護士（1人のみ在住）に配布しており、この日の都合を聴取した上で期日を指定している。

3 について

* 札幌地裁岩見沢支部及び滝川支部では、支部の管内に現在1名の弁護士がいることから、まずその弁護士に直接依頼し、都合が合わなければ札幌弁護士会に推薦依頼をしている。

* 旭川地裁稚内支部では、支部てん補日（3～4日/月）を弁護士（1人のみ在住）に告げて都合のつく日に期日を指定している。ただし弁護士が利害関係があるなど差し支えがある場合は旭川弁護士会に推薦依頼し、都合のつく日を期日に指定している。

裁判所名	1 弁護士に事件毎に推薦を依頼している庁			2 弁護士に事件毎には推薦を依頼していない庁			3 その他
	イ 弁護士に対し推薦を依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 弁護士の推薦回答を得た後、弁護士と折衝した上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他	イ 弁護士に依頼する前に第1回公判期日を指定するか、又は第1回公判予定日を定めている。	ロ 特に予定日を定めずに弁護士へ依頼し、弁護士と折衝をした上で第1回公判期日を指定している。	ハ その他	
高松 地裁	本庁	1					
	丸亀 支部			1			
	観音寺 支部				1		
徳島 地裁	本庁		1				
	阿南 支部				1		
	脇町 支部				1		
高知 地裁	本庁	1					
	須崎 支部	1					
	安芸 支部	1					
	中村 支部	1					
松山 地裁	本庁	1					
	大洲 支部				1		
	西条 支部				1		
	今治 支部				1		
	宇和島 支部				1		
高松高裁管内合計	6	1	0	5	3	0	0